

令和5年度 公文書開示状況（10月決定分） 固定資産評価審査委員会

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R5. 9. 20	R5. 10. 6	(1)東京地方裁判所固定資産評価審査決定取消等請求事件の判決正本（口頭弁論終結日令和5年6月6日） (2)東京地方裁判所固定資産評価審査決定取消請求事件の判決正本（口頭弁論終結日平成29年6月1日）それに引き続き東京高裁の判決正本、最高裁の決定書	100	1														(第7条第3号) 当該事項は、法人の所有する他の情報と照合することにより財産情報が特定されることから、審査申出人が法人である場合、これらを公にすることにより、法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 当該事項は、公にすることにより、訴訟事件が特定され、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となり、その結果、法人の財産状況が明らかになり、事情運営上の地位が損なわれると認められるため。 (第7条第6号) 税務調査において収集したこれらの情報は、公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障をきたすおそれがあるため。	東京都固定資産評価審査委員会

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。